

第五種共同漁業権遊漁規則

内共第25号

令和7年7月15日施行

木曾川中流漁業協同組合

木曽川中流漁業協同組合内共第25号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、木曽川中流漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第25号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単位に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、あまご、こい、うなぎ、にじます、おいかわ、及びうぐいをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、おき針をいう。)・たも網に限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
友釣り	リールの使用は禁止
たも網	口径40cm以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月11日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご	2月1日から9月30日まで
うなぎ	4月1日から9月30日まで
にじます、こい、	1月1日から12月31日まで

うなぎ、おいかわ	
うぐい	6月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁券販売店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

ア区域	イ期間	ウ魚種
木曽川の八百津町錦織字倉山372の1地先から372の3地先までの区域	4月1日から5月31日まで	全魚種
木曽川の八百津町鷺ヶ峰202の1地先から202の6地先までの区域		
木曽川の八百津町伊岐津志2597の1地先から2597の80地先までの区域		
木曽川の八百津町豊岡4095地先から上流300メートルまでの区域		
名場居川の恵那市飯地町川手名ばえ谷川滝下から下流300メートルまでの区域		
旅足川の八百津町久田見牛首5987の9の地先から上流300メートルまでの区域	9月10日から12月31日まで	
旅足川の八百津町久田見若山和26の27地先から上流300メートルまでの区域		

(釣り専用区)

第6条 次のア欄の区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア区域	イ期間	ウ魚種
旅足川の太平橋の上下流300m	1月1日から12月31日まで	あゆの友釣り、雑魚の餌釣り

(全長制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あまご	15センチメートル
にじます	15センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル
うぐい	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学校生徒、肢体不自由者又は70歳以上の者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、現場加算額を800円とする。

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ・雑魚共通	手釣・竿釣・たも網	1日 1,800円、1年 6,000円

- 2 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所又は組合の指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。
- 3 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

- 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁証認証においてこれを省略することができる。
- 3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 有効期間
 - (4) 注意事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

付則

この規則は、令和7年7月15日から施行する。